

## 港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「港湾整備事業」及び「海岸整備事業」の促進を図るため、必要な予算を確保すること。

また、その整備に当たっては、物流機能の確保、災害時の避難機能の確保及び海上輸送網の維持等、国土強靱化の取組を推進すること。

2. 国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、ハブ機能の強化に向けたインフラ整備や港湾運営主体の強化等のハード・ソフト一体となった総合的な施策を集中することにより、国際競争力の強化を図ること。

3. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、被害を軽減するため、防潮(波)堤の整備、耐震化、耐震診断等をはじめハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

また、津波などの波浪の観測体制を強化すること。

4. 既存港湾施設や海岸保全施設の有効活用を図るため、延命化・長寿命化に資する維持管理・更新に対する財政措置を充実すること。

5. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を進め、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備を推進すること。

6. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤や養浜の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。

7. 港湾浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物、大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理するための海面処分場を計画的に整備すること。

## 8. 漂着・漂流ごみ対策

- (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物地域対策推進の対象事業の拡大など財政措置を拡充するとともに、海岸漂着物等に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り決めること。

## 9. 東日本大震災関係

- (1) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。
- (2) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能の拡大を図ること。